

令和2年5月26日判決言渡し 同日原本領收 裁判所書記官  


平成31年(ワ)第190号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和2年1月16日

判 決

5 川崎市中原区新丸子東2-895-505 (武藏小杉合同法律事務所気付)

原 告 [REDACTED]

同法定代理人親権者父 [REDACTED]

同法定代理人親権者母 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 岡 康 子

10 同 本 田 正 男

同 石 井 眞 紀 子

同 神 原 元

同 宋 惠 燕

同訴訟復代理人弁護士 宮 下 萌

15 [REDACTED]

被 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 梅 本 哲 平

主 文

1 被告は、原告に対し、91万円及びこれに対する平成30年1月22日  
20 から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、これを10分し、その7を原告の負担とし、その余は被告  
の負担とする。

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

25 事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、300万円及びこれに対する平成30年1月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、被告は、平成30年1月22日、被告の開設したブログに、原告が在日韓国・朝鮮人であることを理由に原告を著しく侮辱するなどの不当に差別的な内容の記事を投稿することにより、原告の名誉を毀損し、あるいは原告を侮辱して原告の人格権である民族的アイデンティティに関する権利を侵害したと主張し、不法行為（民法709条）に基づく損害賠償として、慰謝料200万円、本件訴訟に先立つ発信者情報開示請求仮処分申立てのための弁護士費用等80万円及び本件訴訟についての弁護士費用20万円の合計300万円並びにこれに対する不法行為の日である同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

これに対し、被告は、上記記事の内容によって原告の社会的評価を低下させることはないとして主張して、名誉毀損の成立を否定するとともに、上記記事を投稿した行為が原告に対する侮辱行為に当たり、原告の人格権を侵害するものであることは認めるが、上記記事の内容は原告の民族性のみを理由として原告を侮辱するものではなく、差別的意識を助長することを目的とするものでもないと主張して、原告の請求を争っている。

### 1 関係法令等の定め

本件に關係する法令等の定めは、別紙「関係法令等の定め」記載のとおりである（なお、同別紙で定めた略語等は、以下においても用いるものとする。）。

### 2 前提事実（当事者間に争いがないか、各項に掲げた証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

#### (1) 当事者

##### ア 原告

原告は、平成14年に川崎市において日本人の父と在日朝鮮人の母の間

に生まれ、川崎市内の保育園、小学校及び中学校に通い、平成30年1月  
当時は中学3年生であった（甲22）。

#### イ 被告

被告は、株式会社サイバーエージェントが運営管理するインターネット  
上のブログサイト「アメーバブログ」に「写楽」とのハンドルネームで  
「写楽・・・支那・韓国朝鮮の真実「写楽」ブログ 日本が大好きでアン  
チ&排除支那韓国朝鮮ブログ。」と題するブログ（以下「本件ブログ」と  
いう。）を開設している。

#### (2) 神奈川新聞のインターネット配信記事等

平成30年1月21日、川崎市中原区所在の川崎市平和館においてラップ  
で平和のメッセージを伝えるイベントが開催された。同イベントでは、川崎  
市出身のラッパーであるF U N I が参加者にラップを教えるワークショップ  
が行われ、原告を含む中学生ら4人が参加した（甲1，22，弁論の全趣  
旨）。

神奈川新聞は、同月22日、上記イベントに関する記事（以下「本件配信  
記事」という。）をインターネット上で配信した。本件配信記事の中には  
「[REDACTED]3年の[REDACTED]さん（15）は『見た目日本人、中身  
韓国人、当たり前に立てる中指と暴言 やめて笑って平和で行こう』と韓国  
籍と日本籍を持つ自身のルーツに触れながらメッセージを作った。」との原  
告に関する記載があった（甲1，22，弁論の全趣旨）。

#### (3) 本件の不法行為（甲1）

被告は、平成30年1月22日、本件ブログに、「在日と言う悪性外来寄  
生生物種、中学生、ラップで『平和』川崎でイベント」とのタイトルの記事  
（以下「本件記事」という。）を投稿した（以下、これを「本件投稿行為」  
という。）。本件記事には、以下のア及びイの各記載（以下「本件各記載」と  
いう。）が含まれているほか、その末尾に本件配信記事が引用されている。

被告は、本件ブログにおいて、記事をテーマごとに分類して掲載しており、  
本件記事については「在日と在日犯罪」とのテーマに分類して掲載した。

ア 「成形その他で見た目を誤魔化し名前なども成り済ます」、「レスには、  
記事中の在日チョーセン人 > [REDACTED] こいつのオモニって [REDACTED] だよな  
5 通名か本名に統一しろよ なるほど、検索したら『在日コリアン3世の [REDACTED]  
[REDACTED] さん（43）と長男の [REDACTED] さん』  
と出てきた。,,, 素性なんてすぐにばれるんですね。。。 通名など  
と言う『在日専用の犯罪用氏名』など許しているものだから、面倒くさい」  
(以下、アの記載をまとめて「本件記載1」という。)

10 イ 「如何にもバカ丸出しで、面構えももろチョーセン人面」、「人獣共通  
「コリネバクテリウム・ウルセラ NS 感染症」で国内初の死,,, のコリ  
ア・バクテリウムみたいなもの」、「言わば、悪性外来寄生生物種,,,  
私は「チョーセン・ヒトモドキ」と呼んでいます」、「見た目も中身もも  
ろ醜いチョーセン人！！！」、「成形その他で見た目を誤魔化し名前など  
15 も成り済ます習性が極めて強い性質は攻撃的かつ狂暴で人類との協調性。  
人間社会モラールなどの持ち合わせ無し」、「おまエラ不逞朝鮮人は見た  
目チヨン 脳みそもチヨン 全てがチヨン」(以下、イの記載をまとめて  
「本件記載2」という。)

#### (4) 本件訴えの提起等

20 ア 原告は、本件ブログに関し、平成30年3月16日、発信者情報開示命令仮処分申立てを行い(甲2)，同月、株式会社サイバーエージェントから、本件記事に係る被告のIPアドレス等の開示を受け(甲3)，また、同年5月7日、大分ケーブルテレコム株式会社から被告の氏名及び住所についての情報開示を受けた(甲4)。

25 イ 被告の代理人弁護士は、原告の代理人弁護士に対し、同月25日付けの連絡文書を送付して、被告が原告を侮辱するような内容の本件記事を作成

し公開したことについて反省していることを伝え、被告に代わって原告に謝罪の意を示した上、原告との示談に向けた交渉を開始したもの、原告との示談を成立させるには至らなかった（乙1、弁論の全趣旨）。

ウ 原告は、同年7月9日、被告を侮辱罪で刑事告訴し（甲5）、被告は、  
5 同年12月20日、原告に対する侮辱罪により川崎簡易裁判所に略式起訴された（甲6）。

川崎簡易裁判所は、同日、被告に対し、侮辱罪で科料900円の略式命令を出した。

エ 原告は、平成31年3月13日、本件投稿行為が不法行為に当たるとし  
10 て本件訴えを提起した。

(5) 武蔵小杉合同法律事務所における報酬等の基準

原告訴訟代理人弁護士神原元が所属する武蔵小杉合同法律事務所には、報酬等について、以下の内容の基準が存在する（甲18）。

ア 2条

15 武蔵小杉合同法律事務所所属の弁護士がその職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等は、この基準の定めるところによる。

イ 13条

20 （前略）着手金及び報酬金については、この基準に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

ウ 14条

前条の経済的利益の額は、この報酬基準に定めのない限り、次のとおり算定する。（1号以下略）

エ 15条1項

25 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで、減額し

なくてはならない。

オ 16 条

(ア) 1 項

14条により、経済的利益の額を算定することができないときは、そ  
5 の額を金800万円とする。

(イ) 2 項

弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を事件等の難易・軽重・手  
数・時間および依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で  
増減額することができる。

10 3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件各記載の内容が原告の社会的評価を低下させるものであ  
るかどうか（争点1），本件各記載の内容が本邦外出身者に対する不当な差別  
的言動ないし人種差別に該当するか（争点2）並びに原告の損害の有無及びそ  
の金額（争点3）である。

15 なお、本件各記載が、原告に対する、社会通念上許される限度を超えた侮辱  
を内容とするものであり、被告が本件ブログにおいて本件各記載を公表した本  
件投稿行為が原告の人格的利益（名誉感情）を侵害するものであることに争い  
はない。

20 (1) 争点1（本件各記載の内容が原告の社会的評価を低下させるものであるか  
どうか）について

（原告の主張）

ア 本件記載1は、[REDACTED]というのは原告の通名であり、原告は犯罪を容  
易に行うため、通名を用いて日本人になりますし、在日韓国・朝鮮人であ  
る素性を隠しているという事実を間接的ないし婉曲に摘示している。本件  
記載1が上記事実を摘示するものであることは、本件記載1が本件ブログ  
25 に、「在日と在日犯罪」というテーマで分類された本件記事上の記載であ

ること、インターネット上には、在日韓国・朝鮮人が犯罪を容易に犯す若しくは社会的制裁を免れるために通名制度を使用しているという虚偽の情報があふれていることなどからも裏付けられる。一般の読者は、本件記載1により、原告に対し、犯罪を犯す可能性のある人物であるとの印象を持つから、本件記載1は原告の社会的評価を低下させるものである。

仮に、本件記載1のうち「成り済ます」や「在日専用の犯罪用氏名」などの記載が意見ないし論評の表明であると評価されるとしても、一般の読者が本件記載1により原告に対し上記と同様の印象を持つことに変わりはないから、本件記載1は、やはり原告の社会的評価を低下させるものである。

イ 本件記載2は、原告が在日韓国・朝鮮人であるとの事実を指摘した上で、これを理由に、原告が、愚かで、醜く、整形をしたり名前など偽ったりして日本人になりますし、攻撃的で凶暴で協調性やモラルが低く、容貌だけでは在日韓国・朝鮮人であることが分かると論評するものであり、一般人の通常の注意と読み方を基準とすれば、この記載は原告が容貌から分かるほど愚かで、醜く、攻撃的で凶暴で協調性やモラルが低いとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させるものである。

#### (被告の主張)

ア 本件記載1について、掲示する事実は、「原告が通名を使用している」との事実であり、「成り済ます」や「在日専用の犯罪用氏名」などの記載は、意見ないし論評の表明に当たる。

通名の不正使用等の不適切な事象が存在することは事実であるが、通名使用者の全員が常に通名の不正使用等をしているとは思わないというのが一般の読者の認識である。

また、本件記事には確たる根拠や裏付けとなる資料などは一切なく、原告と、通名の不正使用を行う人物とを結びつける論拠たり得るものはな

い。他方で、本件記事の末尾には、本件配信記事が載せられ、そこには原告が「韓国籍と日本籍を持つ自身のルーツに触れながら」という記載があり、一読して原告が在日韓国人ないしその子孫であることを公にしていることが分かる内容となっている。

5 そうすると、本件記事を一般の読者が、普通の注意と読み方をもって読めば、原告が通名を使用しているという認識を持ったとしても、それ以上に、原告のことを「犯罪を犯すために正体を偽っている者である」などと認識するはずがない。

したがって、本件記載1は、原告の社会的評価を低下させるものではな  
10 い。

イ 本件各記載は、いずれの事実の摘示ないし論評も、確たる根拠を示したものではないことが一見して明らかである上、記載内容も稚拙であり、本件各記載を閲覧した第三者が、本件各記載の内容により原告に対する評価を低下させることはない。

15 また、被告のブログの記事ごとの月間アクセス数は、多くても月間数百程度にすぎず、そもそも本件記事を閲覧した第三者の数が極めて限定的であることも踏まえれば、原告に対する社会的評価の低下は考え難い。

(2) 爭点2（本件各記載の内容が本邦外出身者に対する不当な差別的言動ないし人種差別に該当するか）について

20 (原告の主張)

ア 本件記載1は、原告が在日韓国・朝鮮人であることをもって、「  
■」が原告の通名であると決めつけた上、原告が、犯罪を容易に行うため、通名を用いて日本人になりますし、在日韓国・朝鮮人であるとの素性を隠していると誹謗中傷する記載であり、原告を含む在日韓国・朝鮮人が犯罪者ばかりであることを印象付け、在日韓国・朝鮮人への憎悪を煽るものである。

イ 本件記載2は、原告が在日韓国・朝鮮人であることを指摘した上で、原告の民族性のみを理由に、原告が見た目から分かるほど愚かで、醜く、整形をしたり名前など偽ったりして日本人になりますし、攻撃的で凶暴で協調性やモラルが低く、見た目だけでは在日韓国・朝鮮人であることが分かると述べ、原告を「バクテリア」、「悪性外来寄生生物種」、「不逞朝鮮人」と表現するものであるから、本邦外出身者を著しく侮蔑し、地域社会から排除することを煽動するものである。

また、本件記事は、「在日と在日犯罪」というテーマに分類されており、在日韓国・朝鮮人が凶悪であることを印象付けるものである。

ウ 被告による本件記事の執筆行為は、原告の属性（民族性）のみを動機とした行為であり、表現内容からも、本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で執筆されたものであることが明らかである。

差別的言動解消法は、「本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」を「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」（2条）と定め、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせているとして、「不当な差別的言動は許されないことを宣言」している（前文）。

なお、本件記載1のように、本邦外出身者に対する属性を理由として誹謗中傷し憎悪を煽る表現は、対象者に多大な苦痛を強いるのみならず、地域社会において本邦外出身者に対する憎悪を増幅させて日本人対特定の国の出身者という社会の分断をもたらすものである。

また、本件各記載は、原告の民族性のみを理由として原告に対して著しい侮辱を加えるものであり、民族性に対する誇りやアイデンティティーを否定するものであって、原告の社会的及び文化的生活の分野における人権

の享有・行使を妨げる効果を有するものである。

以上より、本件各記載は、差別的言動解消法2条にいう「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するとともに、人種差別撤廃条約1条にいう「人種差別」に該当し、これら差別的言動は、原告の民族的アイデンティティを侵害し、人間の尊厳の核心部分を侵害するものである。  
5

したがって、本件各記載は、いずれも、原告の人格権（個人の民族的アイデンティティを保持する権利）を侵害する不法行為である。

(被告の主張)

被告は、日本の良さを再発見し広めたいという目的で本件ブログの作成を開始したが、日本に在留する、いわゆる在日韓国・朝鮮人による反目的な言動及び反社会的な言動を見聞することが多かったために、そのような言動をする在日韓国・朝鮮人に対して反論する目的で、記事を作成することも多かった。  
10

被告は、本件配信記事のうち、「[REDACTED]」「韓国人」「当たり前に立てる中指と暴言」という記載を見て、「[REDACTED]という在日韓国人が日本に対して中指を立てて暴言を吐いた」つまり、反目的、反社会的言動をしたという内容の記事であると誤解し、本件記事を作成するに至った。  
15

上記のように、被告は、あくまで、反目的、反社会的言動を行う在日韓国・朝鮮人に対して反論するという意図で本件記事を作成したものであって、原告の属性（民族性）のみを動機として差別的な意識を助長する目的等により本件記事を作成したものではない。  
20

(3) 争点3（原告の損害の有無及びその金額）について

(原告の主張)

ア 慰謝料額

原告は、本件各記載により社会的評価を低下させられ、名誉権を侵害されたのみならず、名誉感情及び個人の民族的アイデンティティへの権利  
25

等の人格権が侵害され、著しい精神的損害を受けた。

本件各記載が差別的言動解消法の「不当な差別的言動」及び人種差別撤廃条約の「人種差別」に該当することを考慮すれば、原告の精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は200万円を下らない。

5 イ 弁護士費用

(ア) 原告は、本件ブログの執筆者として被告を特定するために弁護士に依頼せざるを得ず、発信者情報開示請求仮処分申立てのための実費を含む弁護士費用として80万円を負担した。なお、弁護士報酬は経済的利益により決定されるところ、同仮処分申立ての場合の経済的利益は、算定不能であるから、原告訴訟代理人弁護士神原元が所属する武蔵小杉合同法律事務所が定める報酬等基準により800万円と算定され、弁護士費用は少なくともその1割の80万円である。本件では、ブログ管理会社及び経由プロバイダーの2社と交渉せざるを得なかったのであるから、1社につき40万円の弁護士報酬と考えても、上記金額を下らない。

10  
15 (イ) また、原告は、本訴を提起するための弁護士費用として、請求額の1割である20万円を負担せざるを得なかった。

(被告の主張)

ア 慰謝料額

本件記事の記載内容は、確たる根拠を示したものでないことが一見して明らかなものであり、原告の社会的評価が低下するとは考えられない。また、被告の侮辱行為による原告の人格権侵害については認めるが、これに關しても、本件各記載は具体的事實の摘示もない抽象的な誹謗中傷、質の低い悪口の領域を出ないものにすぎず、さらに人種差別等にも該当しないことから、人格権侵害の程度は低く、原告の請求する200万円の慰謝料額は過大である。

イ 弁護士費用

原告は発信者情報開示請求仮処分申立てのための弁護士費用として80万円を負担したと主張するが、原告がこれを負担したことについての証拠は一切ない。

また、発信者情報開示請求は、裁判外の任意開示請求が可能であり、必ずしも発信者情報開示の仮処分申立てが必要となるものでなく、弁護士に委任することについても必要不可欠ではない。

さらに、一般に発信者情報開示の目的は、発信者を特定し、同人に対し金銭賠償等を請求することにあり、発信者情報開示は後の金銭賠償の一手段として位置づけることが相当である。そうすると、当該金銭賠償自体は当然に経済的利益を算定することが可能であるから、その手段である発信者情報開示の手続についても、後の金銭賠償の経済的利益を基に算定することが社会通念上相当である。

そうすると、発信者情報開示請求仮処分申立てのために弁護士費用を800万円を基に算定するのは妥当ではない。

### 15 第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件各記載の内容が原告の社会的評価を低下させるものであるかどうか）について

(1) 一般に、名誉毀損の成否が問題とされている表現が、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は默示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は、上記特定の事項についての事実を摘示するものであり、そのような証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に属するというべきである（最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁、最高裁平成16年7月15日第一小法廷判決・民集58巻5号1615頁参照）。そして、そのいずれであるかは、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものである（最高裁平成10年

1月30日第二小法廷判決・集民187号1頁参照)。

また、人の社会的評価を低下させる表現は、事実の摘示であるか、又は意見ないし論評の表明であるかを問わず、人の名誉を毀損するというべきところ、ある表現における事実の摘示又は意見ないし論評の表明が人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該表現について的一般の読者の普通の注意と読み方を基準としてその意味内容を解釈し判断すべきである(最高裁昭和31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参考)。

(2) 本件各記載の内容は、以下のとおり、いずれも原告の社会的評価を低下させるものとまでは認められない。

ア 本件記載1について

本件記事には、原告の名前及び原告が韓国籍と日本籍を持つ自身のルツに触れながらラップでメッセージを伝えた旨が記載された本件配信記事が引用されていたことは前提事実(2)及び(3)のとおりであるところ、本件記事全体を一読すれば原告が在日韓国・朝鮮人ないしその子孫であることを公にしていることが分かる。これに加えて、本件記事の文脈及びその表現内容等を考慮すると、本件記載1は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としてその意味内容を解釈すれば、原告の名前が通名であるとの事実を指摘するものであると認められるが、本件記載1のうち「成り済ます」や「在日専用の犯罪用氏名」などの記載は、原告を中傷するために用いられた誇張的な表現として理解するのが相当であり、これが社会通念上許される限度を超えた侮辱に当たることを基礎づける要素となり得るとしても、原告が主張する、原告が犯罪を容易に行うため、通名を用いて日本人になりますし、在日韓国・朝鮮人であるとの素性を隠しているとの事実を摘示するものとまでは認め難い。

これに対し、原告は、本件記事が本件ブログにおいて「在日と在日犯

罪」とのテーマのものとして分類されていること、インターネット上には、在日韓国・朝鮮人が犯罪を容易に犯す若しくは社会的制裁を免れるために通名制度を使用しているという虚偽の情報があふれていること（甲7ないし甲14）などから、本件記載1において摘示されている事実が「原告が通名を使用している」との事実であるとしても、一般の読者は、本件記載1によって原告に対して犯罪を犯す可能性のある人物であるとの印象を持つから、本件記載1は原告の社会的評価を低下させる旨主張する。

しかし、原告の挙げる証拠によても、通名の不正使用をする在日韓国・朝鮮人がいるということが読み取れるにとどまり、在日韓国・朝鮮人による通名の使用が全て犯罪隠しのためであることがインターネット上において常識化しているとまでは認められない。また、上述のとおり、本件記事全体を一読すれば原告が在日韓国・朝鮮人ないしその子孫であることを公にしていることが分かること、本件記載1の表現以外に原告が犯罪を犯そうとしていることが本件記事からは読み取れないことからすると、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として本件記載1の意味内容を解釈すれば、本件記載1は、原告が在日韓国・朝鮮人であることを隠して犯罪を犯すために通名を使用しているとの印象を与えるとまでは認められず、原告の社会的評価を低下させる表現であるとは認められない。

#### イ 本件記載2について

原告は、本件記載2について、原告が在日韓国・朝鮮人であるとの事実を摘示し、これを理由に、原告が愚かで醜く、攻撃的で凶暴で協調性やモラルが低く、見た目だけでは在日韓国・朝鮮人であることが分かると論評するもので、原告が見た目から分かるほど愚かで醜く攻撃的で凶暴で協調性やモラルが低いとの印象を一般の読者に与え、原告の社会的評価を低下させる旨主張する。

前提事実(2)及び(3)のとおり、本件記事には、原告がラップで平和へのメ

メッセージを伝えた旨が記載された本件配信記事が引用されており、同記事からは、原告が平和のためのメッセージをラップで表現したことがうかがえるところ、本件記載2は、本件記事全体からすると脈絡がないこと、その表現内容も稚拙かつ悪質な中傷表現であることが認められる。そうすると、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として本件記事の意味内容を解釈する場合、本件記載2は、後述のとおり、ただ原告が在日韓国・朝鮮人ないしその子孫であることがうかがえることを理由に、原告を揶揄、中傷するために用いられた表現として理解するのが相当であり、これが社会通念上許される限度を超えた侮辱に当たることを基礎づける要素となり得るとしても、原告が主張するような印象を与えるものではなく、原告の社会的評価を低下させるものとまでは認められない。

(3) 以上より、本件各記載は、いずれも原告の社会的評価を低下させるものは認められず、名誉毀損に係る不法行為に関する原告の主張は採用できない。

2 争点2（本件各記載の内容が本邦外出身者に対する不当な差別的言動ないし人種差別に該当するか）について

(1)ア 本件記載1は、原告が在日韓国・朝鮮人ないしその子孫であるうかがえることから、原告の名前を通名であるとした上で（なお、原告の名前は通名ではなく、本名である（争いなし。）），それが「在日専用の犯罪用氏名」であるとして、原告を含む在日韓国・朝鮮人が通名を使ってあたかも悪いことをしているかのような悪意に満ちた表現を用いて原告を含む在日韓国・朝鮮人による通名の使用を中傷するものであり、在日韓国・朝鮮人であることを理由に原告を著しく侮辱するものであるとともに、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪や差別を煽るための表現であると認められる。

イ 本件記載2は、本件記事が引用する本件配信記事の内容とは関係なく、原告が在日韓国・朝鮮人ないしその子孫であるうかがえることのみをも

って、侮辱的又は不穏当な表現を多数用いて原告の容姿、知的能力、性格、民族性等を根拠なく揶揄、中傷するものであり、在日韓国・朝鮮人であることを理由に原告を著しく侮辱するものというべきである。また、本件記載2は、原告を含む在日韓国・朝鮮人について、「悪性外来寄生生物種」、「コリア・バクテリウム」などと不穏当な表現を用いるなどして、あたかも日本にいてはいけない者であるかのような記載をしているのであり、在日韓国・朝鮮人であることを理由に、原告を日本の地域社会から排除することを煽動するものというべきである。

10 (2) これに対し、被告は、本件記事について、原告の属性（民族性）のみを動機としたわけではなく、あくまで、反目的、反社会的言動を行う在日韓国・朝鮮人に対して反論するという意図で作成したものであり、差別的な意識を助長する目的等により本件記事を作成したものではない旨主張する。

15 しかし、前提事実(3)のとおり、本件記事は、原告がラップで平和へのメッセージを伝えた旨が記載された本件配信記事を引用しており、同記事の内容からは、原告が反目的、反社会的言動を行ったとは認められないから、これに対して反論する意図で作成したものとは到底解されない。また、上記のとおり、本件各記載は、いずれも、根拠なく原告を中傷して侮辱するものであり、反目的、反社会的言動を行う人物への反論という体裁すら整っていない。

したがって、被告の上記主張は採用できない。

20 (3) よって、本件各記載は、在日韓国・朝鮮人への憎悪・差別の意識を煽る目的をもって、在日韓国・朝鮮人であることを理由に原告を著しく侮辱し、日本の地域社会から排除することを煽動するものであると認められ、憲法14条1項、差別的言動解消法及び人種差別撤廃条約の趣旨及び内容（差別的言動解消法1条及び2条、人種差別撤廃条約1条1項、2条1項柱書及び6条）に反する人種差別に該当する内容のものであると認められる。

なお、本邦外出身者が抱く自らの民族や出身国等に係る感情や信念等は、

それらの者の人格形成の礎を成し、個人の尊厳の最も根源的なものとなるのであり、本邦における他の者もこれを違法に侵害してはならず、相互に尊重すべきものである。そして、本邦外出身者に対し、憎悪・差別の意識を煽る目的をもって、本邦外出身者であることを理由に著しく侮辱し、日本の地域社会から排除することを煽動するような言動は、憲法13条に由来する、住居において平穏に生活する権利、自由に活動する権利、名誉、信用を保有する権利等の人格権を享有するための前提として強く保護されるべき、本邦外出身者が専ら本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として差別され、本邦の地域社会から排除されることのない権利のみならず、上記の本邦外出身者がそれぞれ有する自らの出身国等の属性に関して有する名誉感情を著しく害することになる。

そうすると、上述のとおり、憲法14条1項、差別的言動解消法及び人種差別撤廃条約の趣旨及び内容に反する人種差別に該当する内容の本件各記載は、上記の住居において平穏に生活する権利等の人格権に対する違法な侵害行為に当たる。

### 3 争点3（原告の損害の有無及びその金額）について

#### (1) 慰謝料額について

ア 原告は、被告の本件投稿行為により、社会通念上許される限度を超えた侮辱、人種差別を受け、その人格権を侵害されたものであり、これによる原告の慰謝料額の算定に当たっては、本件記事の作成投稿行為を全体としてみた上で、諸般の事情を総合的に考慮するのが相当である。

イ 侮辱及び人種差別に係る表現は、侮辱的又は不穏当な表現をことさらに用いて、原告の容姿、知的能力、性格、民族性等を根拠なく揶揄、中傷してその人格を攻撃し、また、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪や差別を煽るために表現等を用いて、原告を日本の地域社会から排除することを煽動するものであるから、当該表現が原告の名誉感情、生活の平穏及び個人の尊

厳を害した程度は著しいものと認められる。

さらに、本件記事が投稿された当時、原告は中学3年生だったのであり、そのような多感な時期に、上記のような侮辱及び人種差別に係る表現を受けた原告の精神的苦痛の程度は、極めて大きいものと認められる。

5 加えて、上記侮辱及び人種差別に係る表現は、多数の者が閲覧ないし閲覧可能なインターネット上においてなされており、その行為態様も悪質である。なお、被告は、本件記事を閲覧した第三者の数が極めて限定的である旨主張するが、被告の主張を前提としても、本件ブログの記事ごとの月間アクセス数は、多くて月間数百程度にのぼる上、ネット上に一度掲載された情報は、第三者がそれをコピーして別のサイトで掲載することも可能であることから、本件記事を閲覧した第三者の数が極めて限定的である旨の被告の上記反論は失当である。

ウ 他方で、前提事実(4)イのとおり、被告が、原告代理人から通知を受け取ってから遅くとも1月以内に、原告を侮辱するような内容の記事を作成したことにつき、反省と謝罪の意を示した上で、原告と示談の交渉を試みたこと、遅くとも平成30年5月25日までの間に、本件記事を含む自身のブログを非公開にしたこと（甲15、乙1）は、慰謝料額の判断において考慮されるべきである。

エ 上記イ及びウ、その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、本件投稿行為により原告が受けた精神的苦痛に対する慰謝料額は、70万円が相当である。

## (2) 弁護士費用について

### ア 発信者情報開示関連費用

前提事実(4)アのとおり、原告は、本件訴訟を提起する前に、本件ブログのブログサイトの運営会社に対し、発信者情報開示命令仮処分申立てを行い、また、経由プロバイダ会社に対しても発信者情報の開示に係る交渉を行った。

行つたことが認められる。

本件訴訟は、インターネット上の名誉毀損等に係る損害賠償請求訴訟であり、このような事案において、投稿をした者を特定するには、上記の各手続による必要があり、その手續は法律の専門家ではない原告本人及びその法定代理人が行うのは困難であったと認められ（当裁判所に顕著な事実），そのような本件訴訟の性質等からすれば、上記発信者情報の開示に要した費用のうち、社会通念上相当と認められる範囲については、本件投稿行為と相当因果関係のある損害と認められる。

この点について、原告は、上記の発信者情報開示命令仮処分申立て等の場合の経済的利益を算定不能として、金800万円と算定し、弁護士報酬は少なくともその1割の金80万円が相当である旨主張する。

しかし、上記の発信者情報開示命令仮処分申立て等の手續の実費を含む弁護士報酬を、原告が実際に支払ったことを認めるに足りる証拠はなく、原告が、同手續等の弁護士報酬として、上記金80万円を負担したとは認められない。

他方で、前提事実(5)によれば、原告訴訟代理人弁護士の一人である神原元が所属する武蔵小杉合同法律事務所における報酬等の基準には、弁護士の報酬等については、事件等の対象の経済的利益の額を基準として算定されるが、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで減額しなくてはならない旨が定められているところ（同基準13条、15条1項），上記の発信者情報開示命令仮処分申立て等の手續等は、金銭賠償を請求する本件訴訟を提起する前段階の手續であるといえ、同手續等の経済的利益は、本件訴訟の経済的利益を基準に算定すべきであると解するのが相当である。

そうすると、本件訴訟における経済的利益の額は、上記(1)の70万円が紛争の実態に相応する額と認められるところ、上記2社に対する発信者情

報の開示に係る手続に関する弁護士報酬については、1社につき7万円が本件投稿行為と相当因果関係のある損害と認められる。

そのため、被告による本件投稿行為と相当因果関係のある発信者情報開示関連費用は、合計14万円となる。

#### 5 イ 弁護士費用

原告は、弁護士に委任して本件訴えを提起したところ、本件投稿行為と相当因果関係のある弁護士費用は、7万円と認めるのが相当である。

#### 4 結語

よって、原告の請求は、91万円及びこれに対する不法行為の日である平成10年1月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について民訴法61条、64条本文を、仮執行の宣言について同法259条1項を、それぞれ適用し、主文のとおり判決する。

15 横浜地方裁判所川崎支部民事部

裁判長裁判官

飯塚 宏

20 裁判官

武田美和子

25 裁判官

林 有紗

別 紙

関係法令等の定め

1 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という。）（平成7年12月20日条約第26号）

5 (1) 1条1項

この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

10

(2) 2条1項柱書

15

締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。

(3) 6条

20

締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。

25

2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「差別的言動解消法」という。）（平成28年6月3日法律第68

号)

(1) 前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある國又は地域の出身であること  
を理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社  
5 会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又は  
その子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を  
生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態  
をこのまま看過することは、国際社会において我が國の占める地位に照らし  
10 ても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するととも  
に、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解  
と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この  
法律を制定する。

15

(2) 1条（目的）

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題  
であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び  
国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進するこ  
20 とを目的とする。

(3) 2条（定義）

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら  
本邦の域外にある國若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法  
25 に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する  
差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉

若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

5 (4) 3条（基本理念）

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

以上

これは正本である。

令和2年5月26日

横浜地方裁判所川崎支部民事部

裁判所書記官 鶴岡 裕

